

令和7年度所定疾患施設療養費算定について

介護老人保健施設において、入居者の医療ニーズに適切に対応する観点から所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることとなりました。
厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費算定状況を公表致します。

日付	区分	疾患名	治療日数			検査内容	投薬内容等
			7	4月7日	～		
R7.4.7	I	带状疱疹	7	4月7日	～	4月13日	アメリーフ(200)・ゾピラックス(250)
R7.5.23	I	尿路感染症	7	5月23日	～	5月29日	シプロキサシ(200)
R7.6.20	I	尿路感染症	4	6月20日	～	6月23日	尿検査 クラリスロマイシン(200)
R7.7.4	I	尿路感染症	4	7月4日	～	7月7日	尿検査 レボフロキサシン(250)
R7.7.9	I	尿路感染症	6	7月9日	～	7月14日	採血・尿検査 セファクロル(250)
R7.9.1	I	尿路感染症	3	9月1日	～	9月3日	採血 レボフロキサシン(250)
					～		
					～		
					～		
					～		
					～		
					～		
					～		
					～		
					～		
					～		
					～		
					～		
					～		
					～		

○所定疾患施設療養費とは？

肺炎等により治療を必要とする状態となった入居者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に(中略)算定するもの。

○対象疾患

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・带状疱疹
- ・蜂窩織炎
- ・慢性心不全の増悪